

別表1（第6関係）

位置図	<p>(1) 縮尺は1／1，500から1／2，500程度で、方位、周辺の建物、地形が記入されたもの。</p> <p>(2) 申請地を黄色で着色し、申請箇所を朱線で表示する。</p>
地図又は地図に準ずる図面（公図）	<p>(1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図又は地図に準ずる図面（公図）の全部又は一部の写し（登記官が内容を証明した書面）を交付請求したもの又はその写し。</p> <p>(2) 申請地が字界付近に位置していること等により、申請地と申請地に隣接する土地との位置関係が、複数の地図又は地図に準ずる図面（公図）によらなければ把握できない場合は、それぞれの地図又は地図に準ずる図面（公図）及びそれらを接合した合成図。</p> <p>(3) 上記(2)の合成図には、合成図の作成年月日、作成者名が記載されたもの。</p> <p>(4) 上記(1)(2)には申請地を黄色で着色し、申請箇所を朱線で表示する。</p>
現況平面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状並びに1筆毎の土地の位置が明確に把握できるよう道路、法定外道路、普通河川等、側溝、家屋、垣根、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面（日本工業規格A列3番以内が望ましい。）に、次の事項が記載されたもの。</p> <p>ア 方位</p> <p>イ 縮尺</p> <p>ウ 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地の地番及び土地所有者名（共有の場合は共有者全員）</p> <p>エ 市有地の種類（道路用地、法定外道路、普通河川等）、ただし道路用地の場合は道路名称</p> <p>オ 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川がある場合は河川の名称等</p> <p>カ 境界確定の申請位置（境界確定申請線）</p> <p>キ 横断面図の位置を示す横断線</p> <p>ク 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の土地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）及び確定年月日並びに確定番号</p> <p>ケ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>コ 測量者（作成者）の資格、肩書、記名</p> <p>(2) 縮尺は原則として、1／250、1／300、1／500のいずれかで現況を表示するのに適当なもの。</p> <p>(3) 境界確定申請線は朱線で表示し「境界確定申請線」である旨記載</p>

	<p>する。なお、境界確定申請線は申請者が主張する境界線とする。</p> <p>(4) 境界確定済線は緑線で表示し、「境界確定済線」である旨記載する。</p>
横断面図	<p>(1) 現地及び周辺の形状が明確に把握できるよう道路、法定外道路、普通河川等、側溝、家屋、垣根、その他参考となる構造物等を正確に測量し明記した実測図面（サイズは、日本工業規格A列3番以内が望ましい。）で、次の事項が記載されたもの。</p> <p>ア 縮尺</p> <p>イ 申請地並びに隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲の対側地の地番及び土地所有者名（共有の場合は共有者全員）</p> <p>ウ 市有地の種類（道路用地、法定外道路、普通河川等）、地番、所有者名、ただし道路用地の場合は道路名称も併記する。</p> <p>エ 境界確定の申請位置（境界確定申請線）</p> <p>オ 対側地で、既に市有地との境界が確定している場合は、その確定済みの境界の位置（境界確定済線）及び確定年月日並びに確定番号</p> <p>カ 測量年月日、図面作成年月日</p> <p>キ 測量者（作成者）の資格、肩書、記名</p> <p>(2) 縮尺は原則として、1/50、1/100のいずれかで現況を表示するのに適当なものとする。</p> <p>(3) 横断面図の作成箇所は原則として、1筆の申請地に係る境界確定申請線の起終点付近の2箇所とする。ただし、市有地が法定外道路又は普通河川等の場合で、1筆の申請地に対し対側地が2筆以上あるときは、その対側地の筆界付近も作成するものとする。</p> <p>(4) 境界確定申請線は朱線で表示し「境界確定申請線」である旨記載する。なお、境界確定申請線は申請者が主張する境界線とする。</p> <p>(5) 境界確定済線は緑線で表示し、「境界確定済線」である旨記載する。</p>
隣接土地所有者一覧表（様式第4号）	<p>(1) 隣接土地所有者一覧表への記載が必要な範囲は次のとおりとする。</p> <p>ア 申請地</p> <p>イ 申請地と境界確定協議を行う市有地、ただし、市有地が無番地の場合は記載不要とする。</p> <p>ウ 上記ア、イと接する申請地の両隣の土地、ただし、両隣の土地が市有地の場合は、その市有地の隣の土地</p> <p>エ 対側地、ただし、市有地が道路用地の場合で、その道路幅員が4メートルを大幅に上回るときは、記載を省略することができるものとする。</p> <p>オ その他、特に大津市長が必要と認めた土地</p>

	(2) 申請地を記載した欄全部を黄色で着色する。また、備考欄に申請地である旨記載する。
申請地の全部事項証明書	(1) 発行後3カ月以内の全部事項証明書。 (2) 全部事項証明書記載の土地所有者の住所が現住所と異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等で住所の沿革がわかる資料の添付させるものとする。 (3) 原本とその写しの提出があった場合は、その写しを添付書類とし、原本は還付できるものとする。
その他参考となる書類	(1) 地積測量図、土地実測図、古図等の参考となる書類。 (2) その他、特に大津市長が必要と認めた書類。